



KOYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通信

発行月：2020年10月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第15号として、秋号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2020年秋号 目次

- ごあいさつ p1
- 業務紹介 p2
- 事務所の概要 p3
- 判決に学ぶ p4
- カラー商標と白黒商標について p5
- 国内外の特許出願件数・特許査定率の傾向 p6
- 海外の特許事情 p7
- 令和2年改正個人情報保護法—個人関連情報について
- 銀座界限「てくてくグルメ」 p8



判決に学ぶ

弁護士・弁理士 井上 修一

判例解説 最高裁令和2年7月21日判決(平成30年(受)第1412号)

第1 初めに

本判決は、ツイッターにおけるリツイートによる氏名表示権の侵害の成否等につき判断した最高裁判決である。

第2 事案の概要

本件は、被上告人が、ツイッターのウェブサイトになされた投稿により、被上告人が撮影した写真(以下「本件写真」という。)に係る被上告人の氏名表示権等を侵害されたとして、ツイッターを運営する上告人に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「プロバイダ責任制限法」という。)4条1項に基づき、上記投稿に係る発信者情報の開示を求めた事案である。

被上告人は、平成21年、本件写真の隅に「©」マーク及び自己の氏名をアルファベット表記した文字等(以下「本件氏名表示部分」という。)を付加した画像(以下「本件写真画像」という。)を自己のウェブサイトに掲載した。

平成26年12月、被上告人に無断で、本件写真画像を複製した画像(以下「本件元画像」という。)の掲載を含むツイートが投稿され、その後、当該ツイートのリツイート(第三者のツイートを紹介ないし引用する、ツイッター上の再投稿)がされた。これにより、不特定の者が閲覧できる各アカウントのタイムライン(個々のツイートが時系列順に表示されるページ)に、それぞれ本件元画像の上部及び下部がトリミング(一部切除)された各画像(以下「本件各表示画像」という。)がリツイート記事の一部として表示されるようになった。本件各表示画像においては、上記のトリミングにより、本件氏名表示部分が表示されなくなっていた。

被上告人は、上記のツイッターにおけるツイート及びリツイートにより、自らの著作権(複製権、公衆送信権等)及び著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権等)が侵害されたものとして、上告人に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づいて発信者情報の開示を求め、第1審は、著作権、著作者人格権のいずれの侵害も否定して請求を棄却したものの、原審は、著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権及び名誉声望保持権)の侵害を認め、請求を認容したことから、上告人が上告受理申立てを行い、これが受理された。

第3 判旨

本判決は、以下のように述べて、本件上告を棄却し、被上告人の請求を認容した原判決を維持した。なお、戸倉三郎裁判官の補足意見及び林景一裁判官の反対意見が付されている。

「著作権法19条1項は、文言上その適用を、同法21条から27条までに規定する権利に係る著作物の利用により著作物の公衆への提供又は提示をする場合に限定していない。また、同法19条1項は、著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するものであると解されるが、その趣旨は、上記権利の侵害となる著作物の利用を伴うか否かにかかわらず妥当する。そうすると、同項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、上記権利に係る著作物の利用によることを要しないと解するのが相当である。

したがって、本件各リツイート者が、本件各リツイートによって、上記権利の侵害となる著作物の利用をしていなくても、本件各ウェブページを閲覧するユーザーの端末の画面上に著作物である本件各表示画像を表示したことは、著作権法19条1項の「著作物の公衆への・・・提示」に当たるといえることができる。」

「前記事実関係等によれば、被上告人は、本件写真画像の隅に著作者名の表示として本件氏名表示部分を付していたが、本件各リツイート者が本件各リツイートによって本件リンク画像表示データを送信したことにより、本件各表示画像はトリミングされた形で表示されることになり本件氏名表示部分が表示されなくなったものである(なお、このような画像の表示の仕方は、ツイッターのシステムの仕様によるものであるが、他方で、本件各リツイート者は、それを認識しているか否かにかかわらず、そのようなシステムを利用して本件各リツイートを行っており、上記の事態は、客観的には、その本件各リツイート者の行為によって現実には生ずるに至ったことが明らかである。)。また、本件各リツイート者は、本件各リツイートによって本件各表示画像を表示した本件各ウェブページにおいて、他に本件写真の著作者名の表示をしなかったものである。

そして、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるとしても、本件各表示画像が表示されているウェブページとは別個のウェブページに本件氏名表示部分があるというにとどまり、

本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはない。また、同ユーザーが本件各表示画像を通常クリックするといえるような事情もつかわれない。そうすると、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるといえることをもって、本件各リツイート者が著作者名を表示したことになるものではないといえるべきである。」

「以上によれば、本件各リツイート者は、本件各リツイートにより、本件氏名表示権を侵害したものであるといえるべきである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。」

「前記事実関係等によれば、本件各リツイート者は、その主観的な認識いかんにかかわらず、本件各リツイートを行うことによって、前記第1の2(5)のような本件元画像ファイルへのリンク及びその画像表示の仕方の指定に係る本件リンク画像表示データを、特定電気通信設備である本件各ウェブページに係るサーバーの記録媒体に記録してユーザーの端末に送信し、これにより、リンク先である本件画像ファイル保存用URLに係るサーバーから同端末に本件元画像のデータを送信させた上、同端末において上記指定に従って本件各表示画像をトリミングされた形で表示させ、本件氏名表示部分が表示されない状態をもたらした。本件氏名表示権を侵害したものである。そうすると、上記のように行われた本件リンク画像表示データの送信は、本件氏名表示権の侵害を直接的にもたらしているものといえるべきであって、本件においては、本件リンク画像表示データの流通によって被上告人の権利が侵害されたものといえることができ、本件各リツイート者は、「侵害情報」である本件リンク画像表示データを特定電気通信設備の記録媒体に記録した者といえることができる。」

以上によれば、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害について、本件各リツイート者は、プロバイダ責任制限法4条1項の「侵害情報の発信者」に該当し、かつ、同項1号の「侵害情報の流通によって」被上告人の権利を侵害したものである。」

第4 解説

1 本判決前の事情

著作権法においては、著作者に、複製権、公衆送信権等の財産的権利(著作権)の他に、著作者が著作物につき有している人格的利益を対象とした権利である著作者人格権を認めている。

具体的には、著作権法には、自己の未公表著作物につき公表するか否か、どのような形でどのような時期に公表するかにつき決定する権利である公表権(著作権法18条)、自己の著作物に氏名を表示するか否かにつき決定する権利である氏名表示権(著作権法19条)、自己の著作物及びその題号につき意に反して改変を受けない権利である同一性保持権(著作権法20条)、名誉又は声望を害する方法による著作物の利用を禁ずる権利である名誉声望保持権(著作権法113条7項)につき規定されている。

また、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律は、一般に「プロバイダ責任制限法」と呼ばれ、インターネット上での権利侵害の増加に伴い平成14年に施行された法律であり、第4条において、インターネット上での情報の流通によって権利侵害を受けた者が、プロバイダに対して、権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求する権利が認められている。

2 本判決について

上記の事情の基で、本件は、被上告人が、ツイッターにおけるリツイートにより、著作権(複製権、公衆送信権等)及び著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権等)が侵害されたものとして、上告人(米国ツイッター社及びその日本における子会社であるツイッタージャパン株式会社)に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、発信者情報の開示を求めた事案の上告審であり、専ら氏名表示権について判断し、被上告人の請求を認容した原判決を維持したものである。

(1) 著作権法19条1項における「著作物の公衆への提供若しくは提示」について

著作権法19条1項は、「著作者は、・・・その著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名

カラー商標と白黒商標について

(第3回 欧州連合における取扱い) 文：弁理士 荒船 博司

を表示しないこととする権利を有する。」と規定しているところ、上告人は、「著作物の公衆への提供若しくは提示に際し」という要件が満たされるためには、著作権法21条から27条までに規定する権利に係る著作物の利用がなされた場合、すなわち、著作権を侵害する行為が行われた場合であることを要すると主張した。本件においては、原審において著作権(複製権、公衆送信権等)の侵害は否定されていたことから、この主張が認められれば氏名表示権の侵害も否定されることとなる。

この点については、過去の裁判例において判断が分かれており、本件においても、第1審判決は必要と解して氏名表示権侵害を否定し、原審は不要と解して氏名表示権侵害を肯定していたところ、本判決は、著作権法19条1項の文言上、その適用が、同法21条から27条までに規定する権利に係る著作物の利用がなされた場合に限定されていない点、及び著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するという同法19条1項の趣旨を根拠として、「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、著作権法21条から27条までに規定する権利に係る著作物の利用によることを要しないものとしている。

(2) リツイートによる氏名表示権侵害の成否について

本件においては、リツイートによる表示画像では、トリミングによって氏名表示部分が表示されなくなっていたが、リツイート記事中の表示画像をクリックすれば、氏名表示部分がある元の画像を見ることが可能であった。上告人は、この点から、リツイート者が、「すでに著作者が表示しているところに従って著作者名を表示」(著作権法19条2項)しており、氏名表示権の侵害はないと主張した。

この点について、本判決は、まず、表示画像がトリミングされて表示される上記のような画像の表示の仕方は、リツイート者が決定したのではなくツイッターのシステムの仕様によるものであったとしても、トリミングにより氏名表示部分が表示されなくなる事態は、客観的には、このようなシステムを利用してリツイートを行ったリツイート者の行為によるものであると認定した上で、さらに、リツイート記事中の表示画像をクリックすれば氏名表示部分がある元の画像を見ることができるとしても、別個のウェブページに氏名表示部分があるというにとどまり、ウェブページを閲覧するユーザーは、表示画像をクリックしない限り著作者名の表示を目にするのではなく、かつ、ウェブページを閲覧するユーザーが表示画像を通常クリックするといえるような事情もつかわれず、リツイート者が著作者名を表示したことにはならず、リツイートにより氏名表示権を侵害したものであるとしている。

(3) プロバイダ責任制限法4条1項該当性について

プロバイダ責任制限法4条1項においては、侵害情報の流通によって権利が侵害されたことが明らかであり、かつ、損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他開示を受けるべき正当な理由がある場合に、侵害情報の発信者に係る情報の開示を請求することができる旨を規定するところ、上告人は、本件においては、「侵害情報の流通によって」権利が侵害されたという要件が満たされず、また、リツイート者は、「侵害情報の発信者」に該当しないと主張していた。

この点について、本判決は、元画像ファイルへのリンク及びその画像表示の仕方の指定に係るリンク画像表示データを、「侵害情報」に該当するものとした上で、リツイート者は、リツイートを行うことにより、リンク画像表示データを、サーバーの記録媒体に記録してウェブページを閲覧するユーザーの端末に送信し、これによって、本件各表示画像をトリミングされた形で表示させ、氏名表示部分が表示されない状態をもたらしていることから、「侵害情報の発信者」に該当し、かつ、「侵害情報の流通によって」被上告人の氏名表示権を侵害したものであるとして、プロバイダ責任制限法4条1項に基づく発信者情報の開示請求を認めている。

3 今後の留意事項

本判決は、ツイッターにおけるリツイートという限定的な場面について論じた判決に過ぎないものの、ツイッターというSNSでの情報発信につき、一般ユーザーが権利侵害の認識を持つことが容易ではないと思われる本件のような態様の事案において、最高裁によって権利侵害が肯定されたことは、表現に対する萎縮効果を生じさせかねないものとして、その是非につき大きな議論を生むことが予想される。この点は、表現に対する萎縮効果に配慮し、リツイート者は著作者人格権侵害をした主体ではないとした林景一裁判官の反対意見にも表れている。

いずれにしても、このような判決が下された以上、今後同種のSNSを運営する際には、権利侵害が生じ難いシステムの整備や、ユーザーに対する権利侵害を伴わない利用方法の周知等につき、一層の対応が求められることとなる。

ロゴ商標を商標登録出願する際、カラーで出願するのがよいのか、それとも白黒(モノクロ)で出願するのがよいのか、よくご相談を頂戴します。弊所では、原則、ご使用予定の態様での出願をお勧めしておりますが、どの色で使用するか決まっていない場合や、様々なカラーバリエーションがあり得る場合は、出願予定国のプラクティスに合わせたご提案を行っております。今回の最終回では、お問い合わせの多い、欧州連合商標(EUTM)における色彩商標に関する取扱いをご紹介します。

<欧州連合商標(EUTM)>

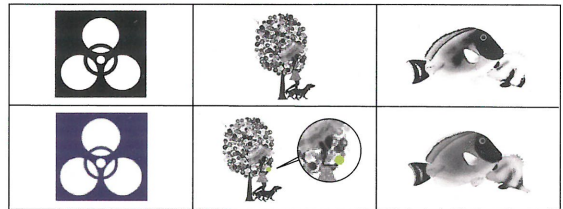
欧州連合商標では、長きに亘って慣習的に「白黒商標は全ての色彩をカバーする」と理解されてきましたが、加盟国の特許庁が検討を重ねた結果、2014年に共通解釈を定めた「Convergence Programme」が発表され、現在では各国で採用されています(国内法との兼ね合いで一部の国は不参加)。「Convergence Programme」の要点は以下の通りです。

(1) 優先権主張を伴う場合の同一性の判断

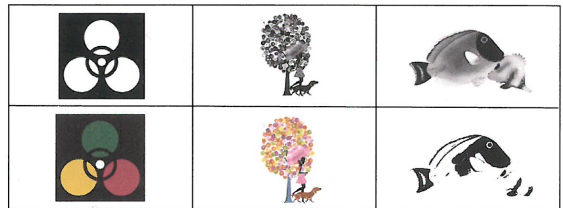
- 優先権主張の基礎となる商標が白黒で、出願商標がカラーの場合、色彩の相違が重大でない場合を除き、同一ではない。
- 優先権主張の基礎となる商標がグレースケールで、出願商標がカラーの場合、色彩及び濃淡のコントラストの相違が重大でない場合を除き、同一ではない。

* ここで、「相違が重大」とは、消費者が当該商標を並べて常識をもって観察した場合にのみ認識される違いをいいます。「Convergence Programme」では、「相違が重大」か否かについて、以下のように例示されています。

<相違が重大でない例>



<相違が重大な例>



(2) 商標の類似判断時における同一性の判断

- 先願商標が白黒で、後願商標がカラーの場合、色彩の相違が重大でない場合を除き、同一ではない。
- 先願商標がグレースケールで、後願商標がカラーの場合、色彩及び濃淡のコントラストの相違が重大でない場合を除き、同一ではない。

* ここにおける「相違が重大」も、(1)における考え方と同じです。

(3) 不使用取消審判などにおける使用証明時の同一性の判断

下記の要件を満たす場合は、登録商標と使用商標間において色彩のみが異なっていることで、同一性を失うことはない。

- 文字や図形が含まれており、要部において変更がない場合
- 濃淡のコントラストが維持されている場合
- 色彩が、それ自体で識別力を発揮するものでない場合
- 色彩が、商標の全体的な識別力に影響を与えない要素ではない場合

以上のように、欧州連合商標では色彩を含む商標の取り扱いが、日本や中国よりも明確化されていますが、依然としてケースバイケースでの判断も必要となります。EUは、世界最大の政治・経済の国家共同体としてますますその重要性が増大している地域であり、様々な観点からも商標を取得しておくべき地域であると考えます。欧州連合商標出願をご検討の場合はぜひ一度弊所までご相談ください。

これまで全3回にわたり、日本・中国・欧州連合での色彩商標に関する取扱いをご紹介します。弊所ではその他の国・地域においても、豊富な経験がございますので、お客様に合った出願・権利維持の方法をご提案可能です。商標出願の際は、ぜひ弊所をご検討くださいますようお願い申し上げます。

国内外の特許出願件数・特許査定率の傾向（2020年版）

文：弁理士 赤澤 高

1. はじめに

先日、特許庁から2020年版「特許行政年次報告書」が出された。昨年と同様に、国内外の特許出願件数と特許査定率に関する傾向を中心に紹介する。

2. 国内外の特許出願件数の傾向

(1) 日本における特許出願件数の傾向

2019年の特許出願件数（1-1-1図：特許庁作成資料）は、2018年よりも5,598件減少して直近10年で最低の307,969件であった。

一方、日本のPCT国際出願（1-1-2図：特許庁作成資料）は、2009年以降増加傾向にあり、2019年は過去最高の出願件数（51,652件）であった。

昨年予想した通り、国内よりも海外重視の傾向がより顕著になっている。

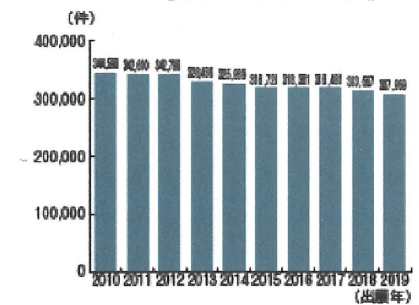
(2) 内外外国出願人による特許出願件数、実用新案登録出願件数及び総R&D費の推移

より長期トレンドでみると、日本人による特許出願件数（1-2-1図：特許庁作成資料）は、2000年をピークに減少に転じ、リーマンショックにより大きく減少した後も回復することなく毎年徐々に減っている。

注目すべきは、2000年より前は総R&D費の増加に同調して特許出願件数も増加していたが、2000年以降は総R&D費が増加しても特許出願件数は増えていないことである。技術開発の成果が特許出願であるとすれば、非効率な技術開発になっているといえるが、単に大企業による特許出願の絞り込みが理由と思われる。

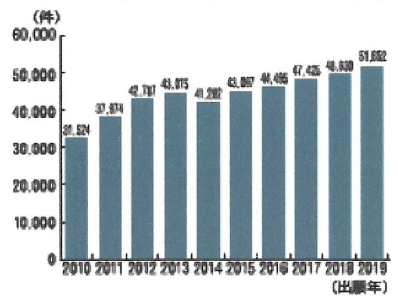
一方、外国人による特許出願件数は、リーマンショックで一時落ち込んだものの2019年には、リーマンショック前までに回復している。海外からすれば、日本は、依然として魅力のある市場とされている。

1-1-1 図【特許出願件数の推移】



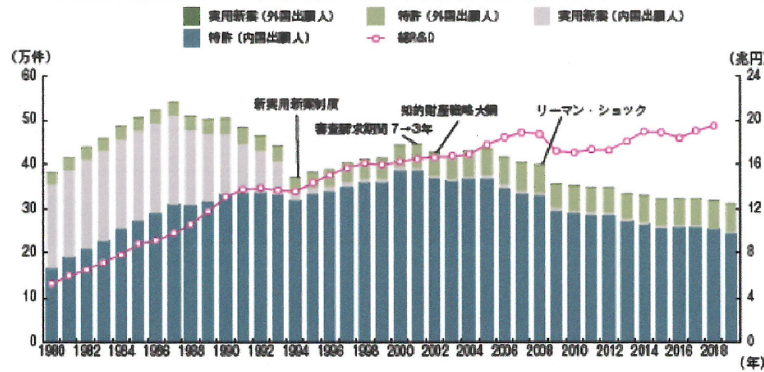
(備考) 特許出願件数は、国内出願件数と特許庁が協力的に基づく国際出願（PCT国際出願）のうち国内移行した出願件数（基準日は国内審査の受付日）の合計額である。
(資料) 統計・資料編 第1章1.

1-1-2 図【PCT国際出願件数の推移】



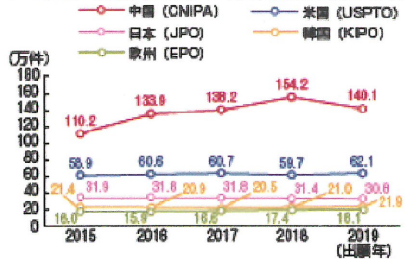
(資料) 統計・資料編 第3章1.

1-2-1 図【内外外国出願人による特許出願件数、実用新案登録出願件数及び総R&D費の推移】



(備考) 「実用新案」には、旧実用新案、及び新発明制度のみならずも含まれる。
(資料) ・特許庁作成
・総R&D費については科学技術振興機構報告書「総研費統計」に基づく。

1-1-16 図【五庁における特許出願件数の推移】



(備考) 下記を基に特許庁作成
日本 統計・資料編 第1章1.
米国 米国ウェブサイト（2015-2016年）及び米国提供資料（2017-2018年、2019年（暫定値））
欧州 Patent Index 2019（European patent applications）
中国 中国ウェブサイト
韓国 韓国ウェブサイト及び韓国提供資料（2019年暫定値）

(3) 世界における特許出願件数の傾向

主要5庁における特許出願件数（1-1-16図：特許庁作成資料）において、中国の特許出願件数が前年比9.1%減少している。その内訳（図示しない）を見ると、外国人の出願はむしろ増えているが、中国人の出願が大きく減少している。

米国、欧州、韓国はいずれも特許出願件数が2018年よりも増えており、日本だけがずっと減少傾向にあることは大変憂慮すべきことである。

3. 国内外の特許査定率の傾向

(1) 国内の特許査定率の傾向

特許査定率（1-1-26図：特許庁作成資料）は、直近3年は、ほぼ75%と安定している。

(2) 世界の特許査定率の傾向

主要5庁において、欧州の特許査定率が直近3年で大きく上昇している点は特筆すべきことである。米国の特許査定率は若干上昇して日本と同程度である。韓国の特許査定率も上昇傾向にあるといえる。一方、中国の特許査定率は更に下がり、主要5庁のなかでは最も低い。出願件数が落ちていけば、相対的に出願の質も向上してくるものと思われる。

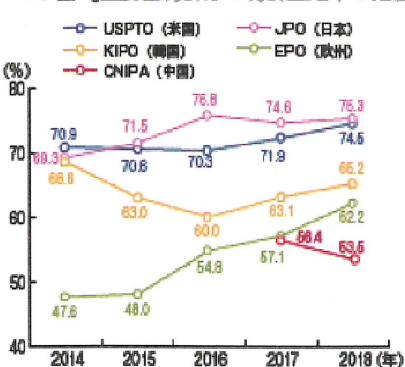
4. まとめ

「特許行政年次報告書」には、各種の統計以外にも特許庁の様々な取組も掲載されているので、是非とも御覧いただきたい。

詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元：<https://www.jpo.go.jp/resources/report/henji/2020/index.html>

1-1-26 図【主要国特許庁の特許査定率の推移】



(備考) 各庁の特許査定率の定義は以下のとおり。
(各年における出願件数が対象)
・日本 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後の取下げ・放棄件数)
・米国 特許査定率 / 査定件数
・欧州 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 放棄件数)
・韓国 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後の取下げ件数)
・中国 特許査定率の定義を公表していない
(資料) IPS Statistics Report 2018を基に特許庁作成



海外の特許事情

文：弁理士 稲吉康平

アメリカAIを発明者として認めるよう求めた請願を拒絶

昨年、DABUSと命名された人工知能(AI.)を発明者とする特許出願がアメリカでなされました。USPTOは、出願書類の欠落部分(発明者)を補充するよう通知しましたが、これに対して出願人は、発明者を自然人に限定すべきでないとする請願書を提出していました。最近になって、USPTOはこの請願書に対して応答し、AIなどの機械を発明者であることを明確に否定しました。また、特許法の書きぶりやCAFCの判例に基づけば、発明者は自然人と解釈されるとの見解を示しました。

この発明については、対応出願が各国で出願されており、既にヨーロッパ(EPO)及びイギリスでも同様に、発明者は自然人に限定されるとして拒絶されていることから、AIが発明者として認められることは今後も無さそうです。既に一大産業となっているAI業界にとって、これらの決定は不利益となりかねませんが、AIにより得られた発明は、その権利化が閉ざされた訳ではなく、AIの開発者や利用者を発明者として適法に出願することができると考えられます。

中国—上半期の出願統計データ

国家知識産権局(CNIPA)が発表した統計データによりますと、2020年1～7月の特許出願件数は、昨年の同時期と比べて国内出願人による出願が約7.8%増加したのに対して、外国出願人による出願は

約2.9%減少しました。また、同時期の国内出願人によるPCT国際出願件数は、約24.2%増加しました。

中国出願人による出願が、新型コロナウイルス感染症の流行にも関わらず好調を維持したのに対して、外国出願人による出願は減少し、対照的な結果が示されました。また、中国からのPCT出願は、昨年初めてアメリカを抜いて国別第1位となりましたが、その後も順調に増加を続けているようです。

アメリカ—査定系審判の優先審理パイロットプログラムが開始

アメリカでは、2020年7月より、査定系審判における優先審理の試行プログラム(Fast-Track Appeals Pilot Program)が開始されました。これにより、所定の要件を満たす審判については、請願により優先審理を受けることができるようになりました。USPTOによりますと、平均で6月以内に決定が下されるとのことです。また、本プログラムの申請数は、年間500件までに限定されます。

これまで査定系審判には、審査における優先審査(Track One)に相当する制度がありませんでしたが、本プログラムにより、審判においても審査と同様に迅速な権利化を図ることができるようになりました。400ドルの比較的安価な請願費用により、決定まで平均して14月を要している審判の係属期間を大幅に短縮することができると思われ、早期の権利化が必要な出願人にとっては朗報となりそうです。

韓国—特許法改正

韓国では、特許法の改正案が国会を通過し、2020年12月から施行されることになりました。今回の改正では、損害賠償の範囲が拡大されます。これまで、損害賠償額の算定において、侵害製品の販売数は特許権者の生産能力に限定され、生産能力を超える部分については損害賠償を受けることができませんでした。改正後は、生産能力を超える部分についても、合理的な実施料率に基づく金額が損害賠償額に加算されることとなります。

昨年の7月に施行された故意の侵害に対する3倍賠償制度に引き続き、今回の改正により特許権侵害に対する損害賠償が更に強化されることとなります。これらにより、損害賠償額を支払っても侵害したほうが有利であるといったような状況が是正されることが期待されています。

ヨーロッパ—2019年度統計データ

2020年6月30日に、ヨーロッパ特許庁(EPO)より年次レビュー(Annual Review 2019)が公表されました。これによると、2019年のヨーロッパ特許の出願件数は、前年比4%増の181406件でした。また、出願から権利化までに必要な時間について見ると、調査期間は平均5.5月、審査請求から最終処分までの期間は平均28.1月となり、それぞれ前年よりも1.0月及び3.7月短縮されました。

ヨーロッパ特許の出願件数は、長らく微増トレンドであり、2019年も同様の傾向が続いていることが示されました。一方、出願から権利化までに必要な時間は、他の主要国と比較すると、一次審査(調査報告)までの期間は短いですが、最終処分までの期間は長くなっています。

令和2年改正個人情報保護法—個人関連情報について

弁護士 中井 英登

1 はじめに

令和2年6月5日に成立し、同月12日に交付された個人情報保護法(以下「改正法」といいます。)26条の2は、個人関連情報について新たに定めています。個人関連情報とは、個人データの第三者提供において、提供元では容易照合性が認められず個人データに該当しないが、提供先において容易照合性が認められ個人データとなる情報(例えば、Cookie、位置情報等)です。本条新設の背景には、令和元年8月26日及び同年12月4日に個人情報保護委員会により勧告・指導がなされた、リクナビDMPフォロー事件(以下「リクナビ事件」といいます。)があると思われ(注1)。

以下、提供元・提供先それぞれにおける留意事項を述べます。

2 提供元における留意事項

個人関連情報の第三者提供に際して、提供元は、提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合には、原則として、提供元において本人の同意が得られていることを確認する必要があります(改正法26条の2第1項)。この「想定される時」には、①提供先が個人データとして取得することを提供元の事業者が想定している場合(例えば、リクナビ事件はこれに該当します。)、②取引状況等の客観的な事情に照らし提供先が個人データとして取得することが一般人の認識を基準として想定できる場合があります。

確認の方法としては、一般的には、契約書等において表明保証条項(提供先が個人関連情報と容易に照合して特定の個人を識別できる情報を保有している場合、提供先において本人の同意が得られていることを保証する条項)を定めることが考えられます(注2)。ただし、少なくとも上記①の場合には、同意取得の根拠資料を確認することが望ましいと思われ(注3)。

3 提供先における留意事項

提供先において、当該個人関連情報と容易に照合して特定の個人を識別することが可能な情報を保有している場合には、本人の同意を取得する必要があります。この点、同意の取得の仕方に関して、提供先のプライバシーポリシーに個人関連情報を個人データとして取得する点も含めて規定し、当該ポリシーに同意を得ることにより、事前に本人から包括的な同意を取得することが想定されるとの指摘があります(注3)。

しかし、複数の情報ソースが組み合わせられることを考えると、本人の予見可能性の観点からは、上記の仕方では十分な内容が示されているのかどうかについて検討の余地があると思われ(注4)。

注1) リクナビ事件では、就職活動向けサイトであるリクナビを運営するA社は、採用活動に応募した学生等の情報とリクナビ会員情報を突合し、リクナビ上の閲覧履歴等を基に内定を辞退する確率を算出して、サービス利用企業に提供していました。この際、A社は、提供先において特定の個人を識別できることを知りながら、提供する側では特定の個人を識別できないとして、一時、個人データの第三者提供について、本人の同意を得ていませんでした(令和元年12月4日付け勧告。https://www.ppc.go.jp/files/pdf/191204_houdou.pdf)。

なお、リクナビ事件の概要に関しては、渡邊涼介著「データ利活用とプライバシー・個人情報保護」66-68頁参照。また、改正法16条2項との関係については、岩瀬ひとみ他編著「2020年個人情報保護法改正と実務対応」96頁参照。

注2) 前掲岩瀬他194頁参照。

注3) 前掲岩瀬他140頁参照。

注4) リクナビ事件において、個人情報保護委員会は、A社に対する指導事項として、個人データの第三者提供に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示すことを求めています(令和元年8月26日付け勧告等。https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190826_houdou.pdf)。

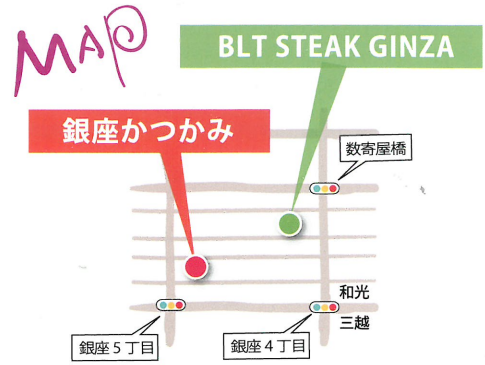
光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！

銀座界限

てくてく
グルメ



とっておきのお店を
ご紹介します。



BLT STEAK GINZA

住所：東京都中央区銀座 5-4-6 ロイヤルクリスタル銀座 8F

電話：03-3573-1129



有名ブランドや老舗が軒を連ねる並木通り沿い、ガラス張りの外観を備えるビル内にあるニューヨークスタイルのステーキハウス。(ランチセット¥1,500~,ランチコース¥2,500~ 税別)
アメリカンステーキハウスにピストロのエレメントが加わった、ここならではの独創的なお料理が魅力だ。

グリユエールチーズと食感がくせになる名物のポップオーバーを始め、繊細なマグロのタルタルやシャドークイーンの色味が鮮やかなピシソワーズがコースを彩る。メインは、上品な柔らかさのハンガーと程良い歯応えのリップアイ。専用の窯で香ばしく焼き上げ、相性抜群のハーブバターとお好みのソースを添えてサーブされる。一切れ頬張る度、口の中に広がるお肉本来の旨味と溢れ出る肉汁に笑みがこぼれる。

プライムグレードの牛肉と最高のおもてなしを是非ご堪能あれ。

■営業時間

- Lunch 11:30-15:00(LO.14:00)
- Dinner 17:00-22:00(LO.21:00)



銀座かつかみ

住所：東京都中央区銀座 5-6-10 銀座ミヤコビル5階

電話：03-6263-8720



みゆき通り沿いにある、日本初のコース専門のとんかつ料理店。

厳選された豚肉の様々な部位を、少しずつ食べ比べできるのが特徴。ランチコース(¥2,600~税込)では3~4種の部位を楽しむ。部位ごとの魅力が最大限に引き出されるよう、秒単位での揚げ時間や温度にもこだわり提供されたお肉を目の前にして、まずはお肉の上に溜まった肉汁を吸う(初めての体験である!)。品のある旨味と甘味が口の中に広がる。続いて何もつけずにそのまま、それからヒマラヤの岩塩やこだわりのソースで、「一番美味しい瞬間」に食べるとんかつの奥深さに圧倒される。また肉だけでなく、お新香から白ご飯、さらにはソースまで、お肉を引き立てる一品一品の細部までこだわりの光り、食べるものを虜にする巧みなコース構成に大満足。

■営業時間

- Lunch 11:30 ~ 14:00 (LO)
- Dinner 18:00 スタート、
20:00 スタートの二部制



KOYO
光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm
〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17 階
TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727
URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>